



長崎県公報

目 次

○ 告 示

所管課(室)名

○長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱の一部改正

地域づくり推進課

告 示

長崎県告示第230号の2

長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第456号）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年3月19日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 交通政策課関係						別表（第2条関係） 交通政策課関係					
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1 長崎県バス運行対策費補助金	地域住民の生活に必要なバス路線の運行の維持確保を図り、地域住民の福祉の確保に資する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 地域間幹線系統確保維持費 地域間幹線系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額 令和2年度事業において、 <u>地域間幹線系統確保維持費補助金の対象となっている路線については、乗車密度等に応じて減額された金額分を補助</u> (2) 車両減価償却費等 主に地域間幹線系統の運行の用に供する車両に係る減価償却費及び当該車両の購入に係る金融費用又は車両購入等費用	略			1 長崎県バス運行対策費補助金	地域住民の生活に必要なバス路線の運行の維持確保を図り、地域住民の福祉の確保に資する。	次に掲げる事業に要する経費 (1) 地域間幹線系統確保維持費 地域間幹線系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額 (2) 車両減価償却費等 主に地域間幹線系統の運行の用に供する車両に係る減価償却費及び当該車両の購入に係る金融費用又は車両購入等費用	略		
2～23 略						2～23 略					
24 長崎県路線バス運行費緊急対策事業支援金	地域住民の生活に必要なバス路線の運行の維持確保を図り、地域住民の福祉に資する。	令和2年度の長崎県バス対策協議会で承認された「生活バス路線維持確保計画（県単補助）」に掲げる路線のうち、補助要件から外れた路線に対して、当該路線の経常費用の45%の2分の1を補助	経常費用の45%の2分の1。ただし、 <u>予算の範囲内において定める額を限度額とする。</u>	乗合バス事業者							

25	長崎県定期高速バス等緊急対策事業支援金	公共交通機関が社会経済活動に必要不可欠であることから、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じながら公共交通事業の継続に繋げる。	長崎空港を発着する定期運行（航）路線、または長崎県内と他県を結ぶ定期運行路線について、平成31年4月から令和2年3月までの運送収入実績額から、令和2年4月から令和2年12月までの運送収入実績額と令和3年1月から令和3年3月までの運送収入見込み額の合計額を差引いた額に、平成31年4月から令和元年12月までの総運行（航）便数と令和2年同期間の総運行（航）便数を比較して算出される1ヶ月あたりの平均減便率を乗じた額	対象経費の2分の1以内の額とし、予算の範囲内において定める額とする。	路線バス事業者 乗合タクシー事業者 航路事業者
26	長崎県離島・半島旅客航路緊急対策事業支援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた旅客航路の確保、維持を図る。	複数の市町を結ぶ航路または県内の離島と他県を結ぶ航路（補助航路除く）について、令和元年度と令和2年度の収支差額から既に支援を受けた額を差し引いた額	対象経費の3分の1以内の額とし、予算の範囲内において定める額とする。	航路事業者

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二二
四

印刷所
印刷人

長崎市弥生町八番三十号

株式会社
永泰
岩永印刷所